

【概要版】

# とうかい協働ルールブック2026



# はじめに

## 策定の趣旨

平成15年  
(2003年)

- ・「東海市まちづくり基本条例」並びに「東海市市民参画条例」制定  
「市民との協働・共創によるまちづくり」を基本理念として、市民や地域、団体、事業者など、本市に関わるすべての皆様とのまちづくりの推進

平成18年  
(2006年)

- ・「東海市NPOと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006」策定  
NPOを始めボランティアグループ・任意団体やコミュニティ、町内会・自治会などの地縁組織と行政が協働を進める上で、双方が遵守するべきルールなど

現在

- ・社会環境の急速な変化と先を見通すことが困難な時代  
全国的な人口減少や少子化・高齢化のさらなる進行、SDGsをはじめとする持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みの拡大など
- ・地域課題の多様化かつ複雑化・複合化  
これまでと同様の取組や方法では解決できないケースが増えつつある

**持続可能なまちづくりを進めるためには、今までにも増して、協働・共創によるまちづくりが必要不可欠**



東海市協働推進体制づくり検討委員会による提言「多様な主体による協働のあり方」と合わせて、多様な主体による協働の推進を図るにあたっての指針とするため協議

**「東海市NPOと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006」を一部改訂し、「とうかい協働ルールブック2026」を策定**

# 第一部 協働の基本的な考え方

## 1 背景

# 協働が求められる社会的背景



- 地方分権の時代
- 全国的な人口減少と少子化・高齢化の進行
- 多様化の時代
- 地域力の時代
- 公共私連携の時代

# 第一部 協働の基本的な考え方

## 2 本ルールブックの役割

# 当事者



### ○ **多様な主体(東海市のまちづくりに関わる全ての主体)**

#### 【具体例】

- NPO、市民活動団体(ボランティアグループ・任意団体など)
- 地縁団体(コミュニティ、町内会・自治会)
- 福祉団体・関係者(子ども会、シニアクラブ、民生委員・児童委員など)
- 公益性の高い民間団体(商工会議所、社会福祉協議会など)
- 企業、教育機関(大学、高等学校など)
- 行政など

**最大限広く捉え、「多様な主体」と表現**

## 目的

- 多様な主体と行政が協働を進め、市民に責任のもてる効果的な協働を実現していくために、お互いに尊重したり、守るべきルールを定めるものです

※ 行政以外の多様な主体間で協働を進めていくうえでも、参考としていただくものです

## 性格

- 行政を含む多様な主体の法的な責任を記載しているものではありません
- 多様な主体と行政が協働を進めていくうえで、それぞれ最大限に遵守することをお互いに約束する「紳士協定」であり、双方からの市民に対する約束でもあります

※ 行政以外の多様な主体間で協働を進めていくうえでも、参考としていただくものです

## 活用方法

- 多様な主体間が協働を進める場合のよりどころとなるものです
  - ・ お互いが、違和感を抱いたり、議論が行き違ったりした場合、本ルールブックが示す趣旨を尊重した意見交換のなかで合意を形成する
  - ・ 本ルールブックを協働の現場で、いかに使いこなしていくか
  - ・ 多様な主体間が対話をしていくうえで、有効な“道具”としてどう使えるか など

## 第一部 協働の基本的な考え方

### 3 協働とは

# 協働の定義



○ 本ルールブックでは、「**地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、地域課題の解決のために一緒に取り組むこと**」と捉えています

【対象となる地域課題】

「私益」「共益」「公益」の観点から、基本的に公益性を有する活動

※ 「私益」「共益」「公益」を明確に区分することはできない

※ 公益性の考え方は、社会環境や時代背景によって変化する



「**公益性が意識されている地域課題の解決に向けた多様な主体同士の取組**」も『協働』と考えます

## 第一部 協働の基本的な考え方

### 3 協働とは

# 協働の意義



- 自立型地域社会の構築
- 多様化する市民ニーズへの対応
- 公共サービスの質の向上
- 協働を通じた意識改革

# 第一部 協働の基本的な考え方

## 3 協働とは

# 協働の形態

### ○ 協働と連携と協力

多様な主体のそれぞれの視点や組織文化などによって、言葉の意味の捉え方や使い方が異なりますが、一般的に考えられる言葉の意味合いは次のとおりです。

言葉	主体性	関係性	(行動の)一体性	イメージ
協働	対等	深い	一緒に取り組む	肩を組んで共に歩く
連携	各自が独立	中程度	部分的に合わせる	情報共有しながら並走
協力	一方的	浅い	ない又は少ない	手伝う

### 【本ルールブックでの協働の定義】

地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、地域課題の解決のために一緒に取り組むこと



多様な主体間でこの考え方が大切にされていれば・・・

**言葉の使い方に関わらず、「協働」とし広く捉えます**

### ○ 行政から見た協働の形態

一般的に考えられる形態としては、①委託(指定管理含む)、②補助、③実行委員会・協議会、④共催、後援、⑤事業協力、⑥情報提供・意見交換など

## 第二部 協働を進めるにあたって

### ○行政が心がけること

- 顧客志向

公共サービスに対する地域住民のニーズを的確に把握するように努める

- 直営業務の見直し

直営で行っている公共サービスについて、その必要性や効率性を考え、不断に見直すように努める

- 多様な主体の理解

多様な主体の社会における役割や存在意義を積極的に理解し、協力や支援の必要性について認識するように努める

- 縦割りの解消

地域課題に取り組む際に、関連する部局が連携して横断的に取り組むことができるよう、連携と協議に努める

### ○行政以外の多様な主体が心がけること

- 実務体制の整備

自ら責任を持てる水準での事務処理体制を培うように努める

- 専門性の向上

自らの専門能力を高め、活動や事業に対する信頼感の醸成と責任意識を持つように努める

- 自己評価

自分たちの活動が地域にどういった成果をもたらしているか、絶えず再確認し、自ら振り返る力を身につけるように努める

- 行政ルールを理解

行政独自の契約におけるルールがあることを認識し、理解を深めるように努める

### 1 成果志向

- 住民ニーズの把握
- 成果目標の設定
- 協働の目的の共有
- 全体最適
- 資源の持ち寄り

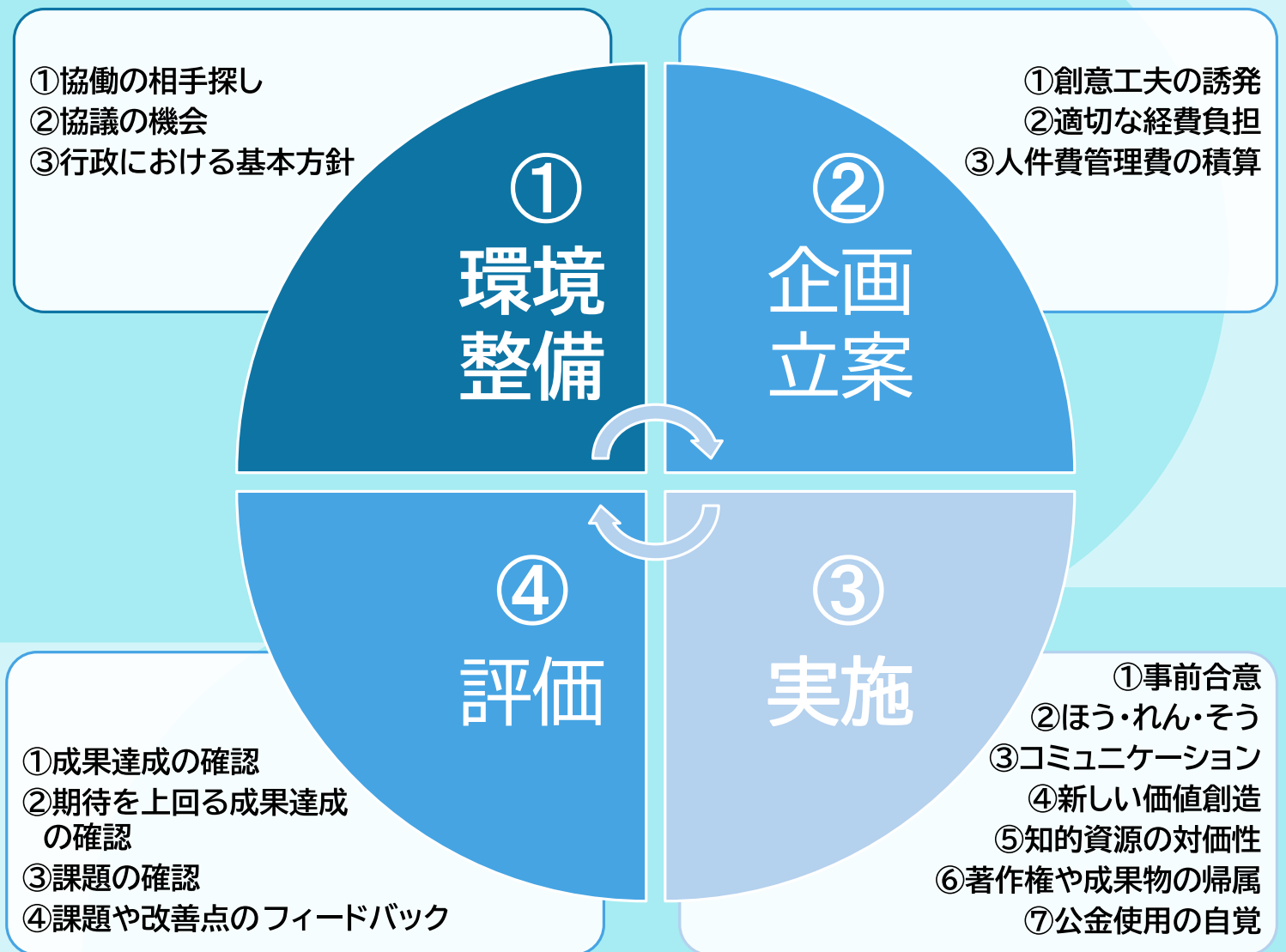
### 2 自立・自律と相互理解

- 責任意識
- 対等の関係
- 相互理解
- 学び合い
- 価値の尊重

### 3 透明性・説明責任

- 責任の明確化
- 守秘義務
- 情報提供
- 公金使途の説明

## 第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ





とうかい協働ルールブック2026【概要版】

令和8年(2026年)3月

東海市 総務部 市民協働課

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

電話 052-613-7525・0562-38-6136



<とうかい協働ルールブック  
2026HP>



<多様な主体による  
協働のあり方HP>